

HEART COMMUNICATION

2026
新春号



謹んで新春のお慶びを申し上げます。旧年中はひとかたならぬご厚情を賜り、誠にありがとうございました。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

昨年は、高市新政権発足や大阪関西万博が開催されるなど、新たな動きがあつた1年でした。税務会計に関して申しますと、2年目になるインボイス制度の定着、ダイレクト納付を含むデジタル化への対応加速など、企業の会計・税務環境が一段と高度化した一年でございました。特に、物価高騰や賃上げ圧力が続く中での原価管理、金利上昇局面を踏まえた資金繰り改善など、経営判断における論点が一段と複雑化いたしました。

そのような状況下において、皆様から日々お寄せいただいたご相談やご依頼を通じ、私どもも実務の研鑽を重ねる貴重な機会を頂戴いたしましたこと、改めて深く感謝申し上げます。

とりわけ昨年は、生成AIをはじめとするデジタル技術の急速な普及が実務にも大きく影響し、経理・労務・税務の効率化やリスク管理における新たな選択肢が広がった年でもあります。こうした変革期において、皆様の経営を支え続けるための伴走支援の重要性を改めて痛感いたしました。皆様が安心して本業に専念できる環境づくりを支援することこそ、私ども税理士事務所に課された使命であると強く感じております。

迎えた令和8年は、税制改正の影響が本格的に経営へ及ぶ年でもあり、企業の財務体质強化、事業承継の早期対策、業務フローのデジタル化など、中長期的な視点をもった経営支援が一層重要なものと考えております。高田総合会計事務所は、法令改正への迅速な対応はもとより、経営の現場で実際に役立つ実務支援と、将来を見据えた提案型サービスの充実に一層努めてまいる所存でございます。

本年が皆様にとって穏やかで実り多き一年となりますことを心より祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

令和8年1月1日
高田総合会計事務所
所長 高田 直浩



令和7年分確定申告>>>

年末調整の対応にバタバタとしていたら、次は追いかけてくるように所得税確定申告の足音が聞こえてきました。

令和6年分の年末調整および確定申告では「定額減税」という特徴的な制度がありましたが、令和7年分確定申告にはそのような制度の施行はありません。

そして、所得税に関する税制改正のおおよその内容（給与所得控除改正、基礎控除改正、特定親族特別控除の新設等）については、前号（事務所通信2025年秋号）でお伝えしていますので、ここでは基本的事項を改めておさらいしていきます。



(1) 確定申告対象者について

確定申告を必ず行わなければならない方、還付申告の対象となる方。

一方で確定申告が不要の方など、各人の状況等によって確定申告が必要か否かが変わります。

下記を参考に、ご自身が確定申告をすべきか否かご確認ください。

①納稅が発生するなどにより確定申告を行わなければならない方

- ・個人事業主やフリーランスで、事業所得が生じている。
- ・不動産所得がある、又は不動産を売却して譲渡所得が生じている。
- ・給与の年間収入が2,000万円を超えており、
- ・給与所得者だが、副業の所得が20万円を超えており又は2ヶ所以上の給与所得が生じている。
- ・公的年金の収入が400万円を超えており、又は公的年金以外の所得が年間20万円を超えており、
- ・退職金を受け取ったが、「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない。

②還付申告の対象となる方

- ・年間の医療費が10万円（若しくは所得の5%）を超えており、
- ・市販の対象医薬品の購入額が12,000円を超えており、
- ・住宅ローンを設定してマイホームを購入した、又はマイホームの増改築を行った。
- ・年の途中で退職したため、年末調整を受けていない。
- ・寄付やふるさと納稅を行った。（ふるさと納稅のワンストップ制度を利用している場合は確定申告不要）
- ・災害又は盗難に因って家や財産に被害を受けた。

③確定申告が不要となる方

- ・給与所得者で副業やダブルワークは行っておらず、不動産売却等による給与以外の所得がなく、既に年末調整が済んでいる。
- ・副業での所得金額が20万円以下である。
- ・個人事業主だが、令和7年度の1年間の所得金額が95万円以下である。
- ・年金受給者で「確定申告不要制度」に該当している。
- ・退職金を受け取り、「退職金の受給に関する申告書」を提出している。

(2) 確定申告の申告時期

今年度の確定申告期間は

令和8年2月16日（月）から令和8年3月16日（月）までです。

ただし、還付申告については隨時申告が可能なため、還付申告であることが明らかであれば令和8年1月5日（月）から申告可能です。

一方で、個人の消費税の申告期限は、令和8年3月31日（火）となります。

所得税の申告期間と納付期限、消費税の申告期間と納付期限は上記のように若干異なりますが、申告漏れを防ぐためにも、所得税との同時期申告をおすすめしています。

また、贈与税の申告は、令和8年2月2日（月）から令和8年3月16日（月）までとなります。

令和6年1月1日より新たな相続時精算課税制度が施行され、その基礎控除枠を利用される方が増えましたが、相続時精算課税選択届書の提出については、この期間内の提出が絶対不可欠です。本制度の活用を検討される方は、提出期限等にくれぐれもお気をつけください。

申告	申告期限		
所得税確定申告	令和8年2月16日（月）	～	令和8年3月16日（月）
所得税還付申告	令和8年1月5日（月）	～	隨時
消費税確定申告 (個人事業者)	令和8年2月16日（月）	～	令和8年3月31日（火）
相続時精算課税 選択届出書	令和8年2月2日（月）	～	令和8年3月16日（月）



(3) マイナポータル連携

所得税確定申告におけるマイナポータル連携の利用者は、300万人を超えたといわれています。

利用前に事前準備が必要になりますが、導入するメリットも多いため、ご自身で確定申告を行っていただく際には、利用についてぜひご検討ください。

①事前準備

- 1.マイナポータルアプリをインストールし、利用者登録を行う。
- 2.「確定申告の事前準備」で取得したい証明書等を選択する。
- 3.取得した証明書に応じて、マイナポータルと民間送達サービス・e-tax・ねんきんネットを連携させる。
- 4.民間送達サービスと証明書等を発行する企業（保険会社やふるさと納稅ポータルサイト事業者等）との連携を行う。
- 5.e-taxのマイページで情報取得希望の登録を行う。

②メリット

- ・医療費やふるさと納稅の領収書等の収集や集計が不要。
- ・確定申告書の該当項目へ自動集計される。
- ・書類の管理や保管が不要となる。



令和8年度住民税について

令和7年12月1日より所得税の改正項目（給与所得控除の見直し、基礎控除の見直し等、扶養親族等の所得要件の改正、特定親族特別控除の創設等）が施行されましたが、住民税はどのようになるか気になる方が多いのではないでしょうか。

これまで通り所得をベースに課税されるという点は共通しているのですが、所得控除項目の金額が違ったり、課税時期や納税方法が違ったりしていますので、住民税独自の考え方を押さえておく必要があります。

ここでは所得控除項目を中心に、所得税の規定との違いを見ていきます。

(1) 所得控除項目の主な差異

① 主な人的控除

所得控除項目	所得税における控除額	住民税における控除額
障害者控除（一般）	270,000円	260,000円
障害者控除（特別）	400,000円	300,000円
障害者控除（同居特別）	750,000円	530,000円
寡婦控除	270,000円	260,000円
ひとり親控除	350,000円	300,000円
勤労学生控除	270,000円	260,000円
配偶者控除	380,000円～	330,000円
扶養控除（一般）	380,000円	330,000円
扶養控除（特定扶養）	630,000円	450,000円
扶養控除（老人）	480,000円	380,000円
扶養控除（同居老親等）	580,000円	450,000円
基礎控除	580,000円～	430,000円



※配偶者特別控除や特定親族特別控除は配偶者や親族の合計所得金額により、配偶者控除及び基礎控除は納税者本人の合計所得金額により段階的に異なりますが、ここでは割愛します。

※不明点についての詳細は弊社担当者までお問い合わせください。

② 納税額はどれくらい変わってくる？

（例）会社員A氏は年収600万円、給与から天引きの社会保険料は90万円、生命保険や地震保険は掛けていない。妻はパートで働いており年収80万円、子どもは21歳と19歳の大学生で所得はない。80歳になる母親（無職）と同居している。

<所得税>

給与所得：給与収入600万円→436万円

所得控除合計：380万円

【内訳】社会保険料控除90万円+配偶者控除38万円

+ 特定扶養控除（63万円×2人）126万円+同居老親等扶養58万円

+ 基礎控除（改正後）68万円

所得税 ⇒ （給与所得436万円 - 控除合計380万円）×5%

=28,000円（復興税除く）



<住民税額>

給与所得：給与収入600万円→436万円

控除合計：301万円

【内訳】社会保険料控除90万円+配偶者控除33万円

+特定扶養控除（45万円×2人）90万円+同居老親等扶養45万円

+基礎控除43万円

住民税所得割 ⇒ (給与所得436万円 - 控除合計301万円) × 10%

= 135,000円

<所得税>と<住民税所得割>の例の場合での所得税額と住民税額を比べた場合、「そもそもの税率が異なっている」という点があるものの、所得控除額が大きく変わっている点も、税負担を押し上げる要因の一つと言えます。

そのため、所得税において所得控除が多く適用され税負担が抑えられたとしても、住民税ではそれが別物となり得る点にご留意ください。

(2) 住民税の「非課税」の概要

住民税における「非課税」を考える際には「均等割非課税」「所得割非課税」「非課税世帯」の3つを押さえておく必要があります。

①均等割非課税

住民税課税において、均等割が課税されない事をいいます。

未成年や障害者に該当しない単身者を例とすると、令和8年度の住民税では均等割が非課税となる目安は所得45万円以下（給与収入のみであれば110万円以下）です。

なお、未成年や障害者に該当する場合、そして、同一生計配偶者の有無や扶養親族の人数で変わってくるため、詳細については、担当者にお尋ねください。

また、自治体によっては上記の目安である年収110万円以下でも均等割等が課税されるところもあります。

②所得割非課税

住民税課税において、所得割が課税されない事をいいます。

均等割非課税であれば同時に所得割非課税となります。上記の例で言いますと、給与収入110万円を超えて社会保険料控除、医療費控除等によって所得割の課税標準が算出されない場合があります。

こうした場合、所得割が課税されない一方で均等割は課税されます。

③非課税世帯

「世帯全員が住民税を課税されていない世帯」の事をいいます。

「世帯全員が住民税を課税されていない」とは、その世帯にいるすべての人が均等割と所得割の両方がかかるない事を指します。

なお、住民税非課税世帯が受けられる優遇措置には、下記のものがあります。

- ・給付金の対象となる。
- ・3歳未満の保育が無償化される。
- ・高校生等奨学給付金の対象となる。



不慮の事故や病気等によってその年の所得が少なくなってしまった場合、公的支援を受けるという意味では「住民税の非課税世帯」という選択肢があることを覚えておいていただきたいです。

そのためにも、住民税における非課税の意義を知っていただく必要があります。

取適法の施行について ～下請法から取適法へ～

令和8（2026）年1月1日から「下請法」が改正され、「中小受託取引適正化法（通称「取適法」）」が新たに施行されます。

同法は、下請法では保護が及びにくい立場にあったフリーランスを含めた、これまでよりも多くの中小事業者を不公平な取引から保護する事を目的としています。

これにより、適用対象となる取引や事業者の範囲が拡大され、小受託取引の公正化と受託側の中小事業者の利益保護が強化されます。

委託（発注）する側だけでなく、受託（受注）する側も、事前に新しいルールをしっかりと理解しておくことが大切です。

簡単ではありますが、ここでは「下請法」から拡大された部分を紹介します。

★適用対象となる取引内容に「特定運送委託」と「金型以外の型・治具等の製造委託」が追加されました。

★適用対象となる事業者の判定要件に「(常時使用の)従業員数」が追加されました。

★下請法に規定されていた11の禁止行為に加え、下記の行為が禁止行為として追加されました。

- ・手形払いの禁止
- ・協議に応じない一方的な代金決定の禁止



取適法の施行により適用対象となる事業者が拡大されるため、お客様におかれましても、発注者側および受注者側、いずれの立場になったとしても取適法の対象となる可能性があります。

LINE WORKSの導入についてお知らせとお客様へのお願い

弊社ではお客様との連絡ツールのひとつとして、新たにLINE WORKSを導入いたしました。

LINE WORKSは、連絡ツールとして多くの方が利用されている「LINE」と運営会社やアプリそのものは異なるものの、相互にアカウントを登録することで、LINEアカウントとLINE WORKSアカウント間でメッセージを送りあうことができるサービスです。

ただし、上記の通り運営会社・アプリは異なるため、インターネットを通じた電話・ビデオ通話をすることはできません。

既にご利用のLINEでも連絡を取り合うことは可能ですが、通話・ビデオ通話など、LINE WORKSの機能を最大限に活用できるよう、お客様にもLINE WORKSアプリをダウンロードしていただけますようお願いいたします。（アプリダウンロード・利用は無料です。）

※担当者とのアカウント登録は、担当者がお伺いした際にお願いしております。



App Store
からダウンロード

Android



Google Play
で手に入れよう



高田総合会計事務所

〒602-8048 京都市上京区西大路町 137-3
TEL 075-451-7766 FAX 075-432-2127
URL <http://www.takadakaikei.co.jp>
E-mail info@takadakaikei.co.jp